

川崎市公告第881号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和8年5月25日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	区域	面積 (㎡)	主な公園 施設
宮前平八幡山公園	宮前区宮前平2丁目13番7	別 図	204	修景施設 ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。